

最高裁秘書第2694号

平成30年6月27日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

( 理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第17号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03(3264)8330(直通)

平成30年6月25日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

平成30年6月25日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書として、「司法修習生に関する規則においてその一部改正により罷免等に関して新たに最高裁判所の権限とされた事項について」(平成29年7月19日付の最高裁判所裁判官会議議決)が存在するはずである旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

司法修習生について戒告、修習の停止又は罷免の懲戒処分をする場合の決定権者が分かる文書（最新版）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成30年5月24日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 司法修習生について罷免、修習の停止又は戒告をする権限は、裁判所法第68条により定められており、司法修習生に関する規則はこれらの権限を定めていない。そして、苦情申出人が指摘する最高裁判所裁判官会議議決は、司法修習生に関する規則の一部改正により新たに最高裁判所の権限とされた事項についてされたものであるから、本件対象文書に該当しない。

イ よって、不開示とした原判断は相当である。